総則・特別の教育課程

定時制・通信制（高等学校）のポイント

通信制高校の学びの質を守るため、単位の中身と指導の基準をはっきりさせる

ポイント

通信制は「多様な生徒の学びの場」に

通信制課程は、かつては働く若者に学ぶ機会を届ける役割でしたが、今は不登校を経験した生徒や特別な支援が必要な生徒など、さまざまな背景をもつ生徒が通う場に変わっています。高校生のおよそ1割が通信制に在籍しているとされています。一人一人に合わせる「多様性への対応」と、社会で自立するために必要な「共通性の確保」を両立させることが求められています。今も不適切な運営や教育をしている通信制高校が一部にあることもふまえ、教育の質を保ち高めるための手立てをとるとしています。 P125

法改正をふまえて総則と解説を見直す

「高等学校教育の振興に関する懇談会」で出された方策をもとに、学習指導要領の総則と解説の書き方を見直す方向です。これらの方策は、今回改正された「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」の趣旨にも合うものだとされています。なお、この資料の本文で示されている具体的な方策は、主に通信制課程に関するものです。 P125

1単位分の学習の「量と質」をはっきりさせる

通信制の1新単位分の学習（自分で学ぶ自学自習、レポートの添削指導、スクーリングなどの面接指導、試験）が、全日制・定時制の17新単位時間の授業に見合う質と量をもつべきことを、学習指導要領で明確にする方向です。それをふまえた単位認定の基準などは、各校の「通信教育実施計画」で公表を徹底するとしています。書き方や学習量の目安の考え方は、文部科学省が示すとしています。 P125

メディアを使った面接指導の免除を厳しくする方向

ラジオ・テレビなどのメディアを使うことで面接指導の一部を免除する「メディア減免」について、要件を厳しくする方向です。たとえば、メディア減免を行う学校は、面接指導・添削指導の計画、使う教材や見るメディア、視聴課題、減らす割合、評価の基準などを「通信教育実施計画」に書いて公表することが考えられています。 P125

「総合的な探究の時間」と「特別活動」の充実

「総合的な探究の時間」は、単位を認めるのに必要な添削指導や面接指導の回数などを増やして充実させる方向です。「特別活動」は、一律のメディア減免の対象から外す方向です。そのかわり、リアルタイムでやりとりするオンライン（同時双方向）の指導で代えることを認めるとしています。 P125

オンラインやデジタルの強みを生かす

添削指導では、オンラインの仕組みを使ってタイミングよく返事（フィードバック）をしたり、その場でフォローしたりして学習の効果を高めるなど、いろいろな指導の形が考えられます。こうした工夫を学習指導要領の解説に書く方向です。面接指導は対面を基本としながら、同時双方向のオンライン指導ができるかどうかも検討を進めます。 P125

新しい単位（新単位）への対応

高校全体で、50分×17コマを1新単位とする「単位の細分化」が示されたことにともなう対応です。単位を細かくした結果、添削指導や面接指導の回数に0.5回のような端数が出る場合は、質を守るため原則として回数を切り上げる方向です。必ず学ぶ科目（必履修科目）を単位数を減らして履修する場合でも、本来の単位に必要な添削・面接の回数などは減らさずに保つ方向です。 P125 P46

関連

総則 幼児教育 特別支援教育 定時制・通信制（高等学校）
不登校児童生徒に係る特別の教育課程 特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別の教育課程

出典：中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」（2026年10月5日）。P○ は本体PDFのページ、資料P○ は資料編のページ（クリックで該当ページが開きます）。